令和８年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

2

学　校　名	福岡県立築上西高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめ防止対策推進法第２条から抜粋

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめ問題への対応は、本校における最重要課題の一つであり、一人の教職員で抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。いじめは全ての生徒に関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにしなければならない。

本校では、

①学校の内外を問わず、いじめが行われなくなること。

②いじめを認識しながら放置することがないようにすること。

③いじめが生徒等の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることやその他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。

④いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護が最重要であり、そのため地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者と緊密な連携を取りいじめ問題を克服すること。

以上を目標に、学校全体でいじめ問題に取り組む。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、全ての生徒に起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組まなければならない。そのために、きちんと授業に参加し（授業規律）、基礎的な学力を身に付け（わかる授業）、認められているという実感（自己有用感）を持った生徒の育成が重要である。

多様な生徒が在籍する本校の実態を踏まえ、以下の点に十分に留意して指導する。

① 生徒の居場所づくり

生徒が安心感を持って学校生活を送ることができるように、居場所を作っていく。そのために常に授業改善、授業の見直しを行い、わかる授業を展開する。生徒自ら授業規律を守ろうと努力する姿勢を育成し「生徒が困らないようにする」ための居場所作りをする。

② 絆づくり

日頃の授業や学校行事等で生徒自らが主体的に取り組む活動、場面を多く取り入れ、工夫することで、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする場面をつくる。「自己有用感」や「絆」は、生徒同士が一緒に活動することで自ら感じ取っていくものである。そのために、すべての教育活動を通して組織的、計画的に有効な働きかけを行い、学校行事等の精選、工夫、適切な配置を行う。

具体的には、日頃の授業はもちろんのこと、体育大会や文化発表会、クラスマッチなどの学校行事を通じて、自他共に認め合い、より良い人間関係を築くという人間関係調整能力を育成し、コミュニケーション能力を高める。いじめアンケートや学校生活アンケート（生徒用・保護者用）を通して、いじめの未然防止及び早期発見に努める。

③ 部活動指導

部活動を指導するにあたって、まず環境(部室、活動場所)を整え、上下関係の構築などいじめのない部活動が円滑に行えるように顧問が指導を行う。

④ いじめ防止等のための職員研修

全ての教職員の共通認識を図るために、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に加え発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、教職員等へ正しい理解の促進を図る校内研修を行う。必要に応じて外部の専門家を講師に迎え、生徒の実態に応じた研修会を実施する。いじめの有無に関わらず教職員間の共通認識が形骸化してしまわないように年間計画に位置づけた形で実施する。いじめに関するアンケートや学校生活アンケート、家庭用チェックリストを有効活用するとともに、その分析を確実に行い、個人面談、家庭訪問等を行う。ただの調査に終わらないよう、全教職員で情報の考察・共有ができるようにする。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１） 基本的考え方

いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。いじめは大人（教師）の目に付きにくい時間や場所で行われたり、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたり、けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生しているため、大人（教師）が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを共通認識する。教師は、生徒のささいな変化、兆候に気付き、気付いた情報を確実に共有し、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく積極的に認知しなければならない。重大事案に至ったいじめの多くは、誰一人何も気付かなかったというよりも、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している場合が多く、早期認知・早期対応を心掛ける。

（２） いじめの早期発見のための措置

日頃から生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。気になる変化や遊び、ふざけあいのように見えるものがあれば、５Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を情報（メモ等）として残し、共有できるようにする。また、定期的なアンケート調査（生徒、保護者）や教育相談の実施により、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに、日常的な生徒の見守りや信頼関係の構築によりいじめの実態把握に努める。保護者や地域の方の協力のもと、家庭や通学路等で気になった様子はないか等の情報を把握する。相談箱の設置や「子どもホットライン２４相談電話」の周知等も有効な手立てである。ただし特別な調査等に依存することなく、普段から生徒への態度や関わり方を見直すことが重要である。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒

や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、インターネットやＳＮＳ等を利用したいじめに対しても、様々な変化をとらえて適切に対応する。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめやいじめが疑われるような行為が発見された場合、その場でその行為を止めさせ、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴するとともに、速やかに関係生徒から聴き取り調査等で正確な実態把握を行う。その際には他の生徒の目に触れないなどの時間、場所等に適切な配慮を行わなければならない。得られた情報は、確実に記録に残し、１つの事象にとらわれ過ぎず全体像を把握し、さらに情報共有をする。教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反することを認識しておく。

また、いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。上記の対応については、部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も同様である。年度当初に部活動指導員、非常勤講師等にも周知徹底を図る。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添える体制をつくる。いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。

保護者に対して家庭訪問（担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安をできる限り除去する。事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報は適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり出席停止、特別指導、懲戒等を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。指導を行っても十分な効果を上げることが困難であると判断される場合は、関係機関（警察等）と連携して対応する。いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、不満やストレス（交友関係、家庭の悩み、学習、進路等）があってもいじめに向かうのではなく、的確に発散できる力を育む。保護者に対して家庭訪問（担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。いじめの背景にも目を向け、保護者と連携して問題解決に努力し、保護者の不安をできる限り除去する。事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報は適切に提供する。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

学級、学年や学校全体の問題として、組織的に指導・支援する体制を整える。年間計画に位置づけられた取組や学級での授業・ＨＲ、学年集会や全校集会等を通じて話し合いの場を設けるなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成し、行き渡らせる。いじめを見ていた生徒に対しても、自分自身の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。早期発見の観点から、学校ネットパトロールを効果的に活用する。また、生徒がインターネットの特性（写真の流出や不正利用等も含む）等を十分理解する機会として、インターネット上に不適切な書き込みをすることの重大性やその悪影響について指導する等、情報モラル教育を推進していく。同様に保護者にも、これらについての理解を求めていく。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を要請する。

（７）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情をも勘案して判断するものとする。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為が止み心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態を関係生徒、保護者、関係職員から聴取し、「いじめ対策委員会」での会議により校長が判断する。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

○「いじめにより」とは、上記１、２に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（１） 重大事態の発生と調査

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態があったものとして、直ちに福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ報告する。福岡県教育委員会と調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを協議し、学校が調査主体となった場合は原則、「いじめ対策委員会」が行う。場合によっては、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。調査組織により事実関係を明確にするための調査を実施する。いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係、学校・教職員の対応など事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、不都合な事があっても事実に向き合う学校は、当該事案への対処や同種の事態の発生防止を図ろうとする姿勢が重要である。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報提供生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実確認とともにいじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせ、いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援、学習支援等を行う。

② いじめられた生徒から聴き取り不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査する。調査方法は、上記の通りである。自殺の場合は、その背景調査を実施することが、その後の自殺防止の観点から必要である。その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。背景調査については「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（平成２３年３月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参考に行う。

（２）調査結果の提供及び報告

調査結果には、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係、今後の同種の事態防止策や保護者の調査結果に対する所見等を含め、保護者へ適切に提供する。この情報提供については、適時・適切な方法で経過報告を行うようにする。これらの情報提供については、関係者の個人情報であることに十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。アンケート等については、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明する等の措置を必要とする。また、情報提供の内容・方法・時期などについては、福岡県教育委員会の指導・支援により実施する。調査結果については、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ報告する。

６　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称　　いじめ対策委員会

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織の役割と機能

役割と機能については以下の通りである。

ア）学校基本方針に基づき取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心となる。

イ）いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ）いじめの疑いに関する情報があった時は、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導・支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中心となる。

オ）学校基本方針について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対していじめの問題の重要性の認識を広め、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

事案が重大事態であると判断された場合は、福岡県教育委員会の指導・支援により、上記組織の下に調査組織を設置する。調査については、項目５の重大事態の対処に記載した通りである。

７　学校評価

１　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

２　学校いじめ防止対策方針において、いじめ防止等のための取組（以下①～⑤）
①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
②早期発見・事案対処のマニュアルの実行
③定期的・必要に応じたアンケート
④個人面談・保護者面談の実施
⑤校内研修の実施
に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

３　評価については、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、学校いじめ防止基本方針に位置付けられたＰＤＣＡサイクルに基づき行う。